

外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の神奈川県准看護師試験受験資格及び資格認定について

- 保健師助産師看護師法第 22 条第 4 号「外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、厚生労働大臣の定める基準にしたがい、都道府県知事が適当と認めたもの」に基づく神奈川県准看護師試験受験資格認定を行うための認定基準を次のように定める。

1 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者

2 審査方法

審査対象者からの申請書類により審査対象者が日本の看護師学校養成所を卒業したと同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し准看護師試験受験資格認定を行う。

(1) 外国看護師学校養成所の修業年限

ア 看護師学校養成所の入所資格

中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）又は同等と認められる者

イ 看護師学校養成所の修業年限

2 年以上

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

(2) 教育科目の履修時間

履修時間の合計が、1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に規定する教育内容を概ね満たすこと（基礎分野 70 時間、専門基礎分野 350 時間、専門分野 1,470 時間）。

(3) 教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること

(4) 当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた学校養成所であること。

(5) 看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること

(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、（公財）日本国際支援教育協会等が主催する「日本語能力試験」N1（平成 21 年 12 月までの日本語能力試験 1 級を含む）、又はこれに相当する検定試験の認定を取得していること（相当する試験としての認定は、試験内容の難易度及び実施機関の信頼性について公的に確認できることを要件として別途行うものとする）。

4 申請及び審査の方法

(1) 申請方法

ア 申請者

認定を受ける本人が5の認定申請書類等を健康医療局保健医療部医療整備・人材課に提出する。郵送、代理による申請は受理しない。

イ 申請受付期間

当該年度の受験を希望する者の申請受付期間は、当該年度の5月1日から9月末日までとする。ただし、9月末日が土日祝日にあたる場合は直前の平日を締切とする。

なお、書類に不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であってもその期限は前述した日になるので注意すること。

(2) 審査方法

ア 申請者が本人である旨の確認を行う（写真が付してある公官庁が発行する身分証明書（パスポート、在留カード、特別永住者証明証、永住運転免許証等）の提示）。

イ 提出書類のうち原本が外国語で記載されているものは全て日本語訳を添付し、さらに、提出書類と日本語訳の双方について当該国の大使館、領事館等の公的な機関において事実である旨の証明を受けたものを提出すること。

ウ 証書、証明書等は、必ず原本照合を行う（申請時に原本を持参。原本照合後に返還）。

エ 申請は電話で日時を予約の上、来庁すること。予約せず来庁した場合は対応できないので注意すること。

5 認定申請書類等

神奈川県准看護師試験受験資格認定審査は、申請者から提出される以下の書類をもって行う。

(1) 神奈川県准看護師試験受験資格認定願（第1号様式）

(2) 神奈川県准看護師試験受験資格認定申請理由書（第2号様式）

(3) 履歴書：学歴については日本の小学校に相当する学校から看護師学校卒業まで、入学及び卒業年次を各の学校について西暦で記入すること。職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。

(4) 在留カード、特別永住者証明書若しくは住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。以下同じ。）又は日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本若しくは戸籍謄本

(5) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1認定書及び成績書（試験の各得点数）の写し

(6) 専門学歴に関する書類

ア 卒業した外国の看護師学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

イ 卒業した外国の看護師学校の暦年学業成績の写し又は暦年学業成績証明書

（暦年学業成績証明書は原本証明又は学校等の施設長のサインのあるものに限る）

ウ 卒業した外国の看護師学校の教育内容及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明があるものに限る）。教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野の別がわかるように記載されていること。

（保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育課程との対照表（第3号様式）を使用のこと。ただし、学校側又は本人により同様の書式で作成されたものでも可）

エ 卒業した外国の看護師学校の施設現況書（第4号様式）

申請者が卒業した当時のものとし、当該施設長の証明があるものに限る。

オ 学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す書類
卒業した外国の看護師学校のパンフレットやウェブサイトなどに明示されているもの。

(7) 外国で看護師資格を取得している場合

ア 外国で取得した看護師免許証の写し

(ア)外国では日本の看護師免許に相当する資料が複数必要となる場合があるため、必要書類は全て準備すること。

(イ)中国の看護師免許を有する者は「専門技術資格証書」及び「看護師就業証書」

イ 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ 外国の看護師免許にかかる根拠法令の関係条文の抜粋

6 認定証の交付

審査の結果、准看護師試験受験資格を有すると認めた場合は、申請者に対し認定証（第5号様式）を交付する。

附則

この認定基準を平成15年7月10日から施行する。

附則

この認定基準を平成17年11月25日から施行する。

附則

この認定基準を平成21年8月20日から施行する。

附則

この認定基準を平成22年4月1日から施行する。

附則

この認定基準を平成24年7月9日から施行する。

附則

この認定基準を平成25年5月13日から施行する。

附則

この認定基準を平成28年4月1日から施行する。

附則

この認定基準を平成29年4月1日から施行する。

附則

この認定基準を平成29年9月1日から施行する。

附則

この認定基準を令和元年6月1日から施行する。

附則

この認定基準を令和5年4月1日から施行する。

附則

この認定基準を令和6年5月8日から施行する。

問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課 人材養成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-4758

神奈川県准看護師試験受験資格認定の申請書類等

* 下線を付したものは所定の用紙を使用のこと

1. 神奈川県准看護師試験受験資格認定願（第1号様式）
2. 神奈川県准看護師試験受験資格認定申請理由書（第2号様式）
3. 履歴書：学歴については日本の小学校に相当する学校から准看護師学校卒業まで、入学及び卒業年次を各の学校について西暦で記入すること。職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。
4. 在留カード、特別永住者証明書若しくは住民票の写し又は日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本若しくは戸籍謄本
5. 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 認定書及び成績書（試験の各得点数）の写し
6. 専門学歴に関する書類
 - (1) 卒業した外国の看護師学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
 - (2) 卒業した外国の看護師学校の暦年学業成績の写し又は暦年学業成績証明書（暦年学業成績証明書、原本証明又は学校等の施設長のサインのあるものに限る）
 - (3) 卒業した外国の看護師学校の教育内容及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明があるものに限る）。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と実習は区別する）の別がわかるように記載されていること。
（保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育課程との対照表（第3号様式）を使用のこと。ただし学校側又は本人により同様の書式で作成されたものでも可）
 - (4) 卒業した外国の看護師学校の施設現況書（第4号様式）
申請者が卒業した当時のものとし、当該施設長の証明があるものに限る。
 - (5) 卒業した外国の看護師学校のパンフレット
学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す書類
7. 外国で看護師資格を取得している場合
 - (1) 外国で取得した看護師免許証の写し
 - ア 外国では日本の看護師免許に相当する資料が複数必要となる場合があるため、必要書類は全て準備すること。
 - イ 中国の看護師免許を有する者は「専門技術資格証書」及び「看護師就業証書」
 - (2) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - (3) 外国の看護師免許にかかる根拠法令の関係条文の抜粋

神奈川県准看護師試験受験資格認定願

(ふりがな)

氏名 (性別 男 ・ 女)

生年月日

国(本)籍

住所 〒

電話

卒業学校名

在学期間 年 月 ～ 年 月

外国の看護師免許資格

有している免許の種類 [保健師 助産師 看護師]

取得年月(西暦で記入) 年 月 取得

保健師助産師看護師法第22条第4号の規定により、神奈川県准看護師試験の受験をするため、別添のとおり関係書類を添えて資格認定を申請します。

年 月 日

神奈川県知事 殿

神奈川県准看護師試験受験資格認定申請理由書

(ふりがな)
氏 名

(男・女)

国(本)籍

この度、神奈川県准看護師試験の受験資格認定申請を行う理由は次のとおりです。

申請理由

(准看護師免許を取得する目的、必要性、及び取得後の将来計画等について具体的に記入する)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育課程との対照表

履修期間 年 月 日～ 年 月 日

指定規則における内容			申請者の履修内容	
教育内容		時間数	履修科目	時間数
基礎分野	論理的思考の基盤	35		
	人間と生活・社会	35		
	小 計	70		
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105		
	栄養	35		
	薬理	70		
	疾病の成り立ち	105		
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35		
	小 計	350		
専門分野	基礎看護			
	看護概論	70		
	基礎看護技術	245		
	臨床看護概論	70		
	成人看護 老年看護	210		
	母子看護	70		
	精神看護	70		
	臨地実習			
	基礎看護	210		
	成人看護 老年看護	385		
	母子看護	70		
	精神看護	70		
小 計	1,470			
合 計	1,890			

施設長名 (印)

卒業した看護師学校・養成所の施設概況書

学校名

施設長名

(印)

年 月 日 時点

事 項		記 入 欄						
1. 設置主体		国立 公立 私立						
2. 設置年月		設置 年 月 (西暦で記入)						
3. 教員組織	看護学部 (大学/短 大等)		教授		助教授		講師	
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
		専門基礎科目						
		専門科目						
	専修学校		専任教員		非常勤			
		専門基礎科目						
専門科目								
4. 学生の状況		1 学年定員 人		総定員 人				
5. 施設設備		図書室 有 無		看護に関する蔵書冊数 冊				
		実習室 有 無		総面積 m ²		1 ベッド当たりの学生数 人		
		在宅看護実習室 有 無		教室数(演習室を含む) 室(看護教育にかかる部分のみ)				
		情報処理室 有 無						
6. 実習施設 *看護職員数には、看護に関する資格を有する者の数を記入する。		基礎看護学・成人看護学を行った主な実習病院						
		施設名		病床数 床		看護職員数 人		
		学生指導者の複数配置		有 無		看護基準・手順の整備		
		有 無		有 無				
		在宅看護論を行った主な実習施設(訪問看護等)						
		施設名		1月延べ訪問件数 件		看護職員数 人		
		老年看護学を行った主な実習施設(病院やナーシングホーム)						
		施設名		入所定員数 人		看護職員数 人		
小児看護学を行った主な実習病院(小児病棟のみ)								
施設名		1日平均患児数 人		病棟看護職員数 人				
母性看護学を行った主な実習病院(産婦人科病棟のみ)								
施設名		年間分娩件数 件		病棟看護職員数 人				
精神看護学を行った主な実習病院(精神病棟のみ)								
施設名		病床数 床		病棟看護職員数 人				

認 定 証

国 籍(本籍)

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号の規定に基づき、神奈川県准看護師試験の受験資格を有することを認定します。

年 月 日

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○